



愛媛県報

令和6年11月22日金曜日 第563号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則.....（障がい福祉課）... 817

告 示

- 医療機関の指定.....（保健福祉課）... 818
- 指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更.....（"）... 818
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....（"）... 818
- 指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の廃止の届出.....（"）... 819
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（"）... 819
- 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....（"）... 819
- 知事指定薬物の指定の失効.....（薬務衛生課）... 819
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）... 819
- 海岸保全区域の指定の一部改正.....（"）... 820
- 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 820
- 海岸保全区域の指定.....（港湾海岸課）... 820
- 指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 821
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....（"）... 821
- 指定居宅サービス事業の廃止.....（"）... 821
- 指定介護予防サービス事業の廃止.....（"）... 822
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局今治保健所環境保全課）... 822
- 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 824
- 道路の区域変更（県道菰ヶ市松野線）.....（南予地方局管理課）... 824
- 道路の供用開始（県道大洲野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 824

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 824

公営企業告示

- 落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 825

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第42号

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県立子ども療育センター使用規則（平成19年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（休館日等） 第2条 省略 2 前項の規定にかかわらず、児童発達支援、放課後等デイサービス及び生活介護並びに診療（歯科診療並びに一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病	（休館日等） 第2条 省略 2 前項の規定にかかわらず、児童発達支援、放課後等デイサービス及び生活介護並びに診療（<u>歯科診療及び</u>一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病

床をいう。以下同じ。)及び精神病床(同項第1号に規定する精神病床をいう。以下同じ。)の使用を除く。)に係る休館日は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

3・4 省略

(利用時間)

第46条 診療時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、一般病床及び精神病床の利用時間は、終日とする。

2 省略

(定員)

第47条 省略

2 精神病床の定員は、20人とする。

床をいう。以下同じ。) _____ の使用を除く。)に係る休館日は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

3・4 省略

(利用時間)

第46条 診療時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、一般病床 _____ の利用時間は、終日とする。

2 省略

(定員)

第47条 省略

附 則

この規則は、令和6年11月25日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1027号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和6年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きむら歯科医院	今治市波方町小部甲635-1	令和6年10月1日

きょうまちなかこころクリニック	八幡浜市保内町宮内1番耕地248番地	令和6年10月1日
こんどうファミリークリニック	四国中央市土居町津根1906番地1	令和6年10月1日
S 薬 局 馬 越 店	今治市馬越町3丁目3番38-1号	令和6年10月1日
とよた薬局 土居店	四国中央市土居町津根1904番地1	令和6年10月1日

○愛媛県告示第1028号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関(指定訪問看護事業者等)から主たる事務所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関(指定訪問看護事業者等)の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社サスケ	(変更後) 四国中央市土居町津根3800-1	訪問看護ステーションサスケ	四国中央市土居町津根3357-1	令和6年9月1日
	(変更前) 新居浜市西町1番30号			

○愛媛県告示第1029号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(居宅介護事業者)から名称及び主たる事務所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
(変更後) 有限会社心笑会	(変更後) 宇和島市宮下甲1498番地55	デイサービスひまわり	宇和島市明倫町五丁目5番13号	令和6年8月9日
(変更前) 有限会社梶原建設	(変更前) 宇和島市長堀一丁目4番10号			

○愛媛県告示第1030号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

令和 6 年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の 名 称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンターあけぼの訪問看護ステーション	宇和島市寿町一丁目5番8号	令和2年3月31日

○愛媛県告示第1031号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和 6 年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	公益財団法人正光会デイサービスセンター輝	今治市高市甲474番地2	令和6年9月30日

○愛媛県告示第1032号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和 6 年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の 名 称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	公益財団法人正光会デイサービスセンター輝	今治市高市甲474番地2	令和6年9月30日

○愛媛県告示第1033号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和 6 年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) N, N - ジエチル - 2 - { 2 - [(4 - フルオロフェニル)
メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾ - ル - 1
- イル } エタン - 1 - アミン及びその塩類

【通称名】 Flunitazene、Fluonitazene

- (2) N, N - ジエチル - 2 - { 2 - [(4 - メトキシフェニル)
メチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾ - ル - 1 - イル } エタ
ン - 1 - アミン及びその塩類

【通称名】 Metodesnitazene、Metazene

- (3) 1 - (ベンゾ [d] [1 , 3] ジオキソ - ル - 5 - イル) -
4 - メチル - 2 - (ピロリジン - 1 - イル) ペンタン - 1 - オ

ン及びその塩類

【通称名】 MD - P i H P、MD - P H i P

- (4) N - (1 - アミノ - 3 , 3 - ジメチル - 1 - オキソブタン -
2 - イル) - 5 - プロモ - 1 - ベンチル - 1 H - インダゾ - ル
- 3 - カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 ADB - 5 ' B r - P I N A C A

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和 6 年11月16日

○愛媛県告示第1034号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、愛媛県西予市宇和町信里、東多田、瀬戸、河内、伊延、岡山、大江、加茂、田苗真土、空所、清沢、小原、下松葉、永長、久枝、坂戸、

上松葉地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和 6 年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・関地池地区）
変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和 6 年11月25日から12月20日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁

○愛媛県告示第1035号

海岸保全区域の指定（昭和33年 3 月愛媛県告示第275号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

別表 1 の表日崎の項を削る。

○愛媛県告示第1036号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第 5 条第 3 項の規定により、 1 のとおり公示し、及び 2 のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和 6 年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県西宇和郡伊方町仁田之浜13番地 森 和 弘	愛媛県西宇和郡伊方町豊之浦665番地 1 宇都宮 大 樹	愛媛県西宇和郡伊方町伊方越1108番地 門 田 元	伊 方	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 6 年11月22日から12月 6 日まで

(2) 縦覧場所

愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第1037号

海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

令和 6 年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

海 岸 名	市 町	主 管 省	管 理 者	区 域
豊後水道東沿岸 日崎海岸	宇和島市	国土交通省	愛媛県知事	基点 2 から基点11までを順次結んだ線、基点11と補助点 1 を結んだ線、補助点 1 から補助点12までを順次結んだ線、並びに補助点12と基点 2 を結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点 1 は、宇和島市日振島1677番地地先の地点（世界測地系座標 X 19792 .73 Y - 112468 .79） 基点 2 は、基点 1 から123度32分58秒210 .41メートルの地点 基点 3 は、基点 2 から283度09分56秒127 .33メートルの地点 基点 4 は、基点 3 から320度41分47秒161 .02メートルの地点 基点 5 は、基点 4 から345度33分47秒86 .89メートルの地点 基点 6 は、基点 5 から 1 度13分47秒91 .39メートルの地点 基点 7 は、基点 6 から15度10分31秒35 .97メートルの地点 基点 8 は、基点 7 から23度15分05秒124 .35メートルの地点 基点 9 は、基点 8 から24度16分54秒305 .66メートルの地点 基点10は、基点 9 から352度32分53秒96 .25メートルの地点 基点11は、基点10から317度21分33秒74 .22メートルの地点 補助点 1 は、基点11から 0 度00分00秒80 .00メートルの地点 補助点 2 は、基点10から65度28分17秒80 .00メートルの地点 補助点 3 は、基点 9 から92度01分07秒80 .00メートルの地点

補助点 4 は、基点 8 から110度13分36秒70.00メートルの地点
 補助点 5 は、基点 7 から104度38分47秒70.00メートルの地点
 補助点 6 は、基点 6 から104度38分47秒70.00メートルの地点
 補助点 7 は、基点 5 から83度38分04秒70.00メートルの地点
 補助点 8 は、基点 4 から61度04分04秒70.00メートルの地点
 補助点 9 は、基点 3 から43度45分49秒80.00メートルの地点
 補助点10は、基点 2 から41度27分27秒65.00メートルの地点
 補助点11は、基点 2 から122度44分53秒65.00メートルの地点
 補助点12は、基点 2 から206度04分13秒65.00メートルの地点

○愛媛県告示第1038号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和 6 年11月22日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ここモア	ヘルパーステーションここモア	愛媛県新居浜市西の土居町 2 丁目13 - 43新築ビル 3 階	令和 6 年 8 月 1 日	訪問介護
N P O法人ぼちまる	訪問看護ステーションぼちまる	愛媛県今治市山口乙 1 番 3 号	令和 6 年 9 月 1 日	訪問看護

○愛媛県告示第1039号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和 6 年11月22日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
N P O法人ぼちまる	訪問看護ステーションぼちまる	愛媛県今治市山口乙 1 番 3 号	令和 6 年 9 月 1 日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1040号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和 6 年11月22日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社m i l l	児童・思春期訪問看護ステーションミルまる	愛媛県今治市山口乙 1 - 3	令和 6 年 8 月31日	訪問看護
株式会社ソラモア	ヘルパーステーショントラスト	愛媛県新居浜市西の土居町 2 丁目13 - 43	令和 6 年 8 月31日	訪問介護
株式会社みらい	ケアサポートみらい	愛媛県西条市喜多川173番地 1 藤田ビル 1 F 西	令和 6 年 8 月31日	訪問介護
株式会社ダンク	ショートステイ だんだん	愛媛県四国中央市川之江町701番 4	令和 6 年 8 月31日	短期入所生活介護
有限会社 越智巧商店	有限会社越智巧商店	愛媛県今治市上浦町井口6656番地	令和 6 年 8 月31日	福祉用具貸与
有限会社 越智巧商店	有限会社越智巧商店	愛媛県今治市上浦町井口6656番地	令和 6 年 8 月31日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第1041号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和 6 年11月22日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 m i l l	児童・思春期訪問看護ステーション ミルまる	愛媛県今治市山口乙 1 - 3	令和 6 年 8 月31日	介護予防訪問看護
株式会社ダンク	ショートステイ だんだん	愛媛県四国中央市川之江町701番 4	令和 6 年 8 月31日	介護予防短期入所 生活介護
有限会社 越智巧商店	有限会社越智巧商店	愛媛県今治市上浦町井口6656番地	令和 6 年 8 月31日	介護予防福祉用具 貸与
有限会社 越智巧商店	有限会社越智巧商店	愛媛県今治市上浦町井口6656番地	令和 6 年 8 月31日	特定介護予防福祉 用具販売
社会福祉法人亀天会	ケアハウス 鶴翠苑	愛媛県西条市大野284番地 1	令和 6 年 9 月30日	介護予防特定施設 入居者生活介護

○愛媛県告示第1042号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

令和 6 年11月22日

愛媛県今治保健所長 岡 田 克 俊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社四阪製錬所

愛媛県新居浜市西原町三丁目 5 番 3 号

代表取締役 藤山 哉

2 事業場の名称及び所在地

株式会社四阪製錬所

今治市宮窪町四阪島135番地

3 特定施設に関する事項

(1) 電解施設（4 基）

特定施設の種類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第 1 第62号 □ 電解施設
特定施設の能力		1 基 1 日当たり 5 立方メートル
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		令和 7 年10月 1 日
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連 続
特定施設の 1 日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し
特定施設から排出され	水素イオン濃度（水素指数）	通常 0 ～ 3 最大 - 2 ～ 3

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量（単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 120 最大 160
	浮遊物質 量（単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 300 最大 500
	窒素含有量 （単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 40 最大 60
	燐含有量 （単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 1 最大 5
汚水等の 1 日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 5 最大 30

(2) 廃ガス洗浄施設（1 基）

特定施設の種類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 第62号 水 廃ガス洗浄施設 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第 2 第13号 □ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力		毎分90 ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		令和 7 年10月 1 日
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連 続
特定施設の 1 日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し
特定施設から排出され	水素イオン濃度（水素指数）	通常 12 以下 最大 12 以下

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量（単位 1リットルにつき ミリグラム）	通常 120 最大 160
	浮遊物質 量（単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 300 最大 500
	窒素含有量 （単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 40 最大 60
	燐含有量 （単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 1 最大 5
	ダイオキシ ン類含有量 （単位 1 リットルにつき ピコグラムTEQ）	通常 1以下 最大 10
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 8 最大 20

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 廃水処理施設No.1

設 置 年 月 日		昭和52年6月24日	
処理施設の種類及び型式		中和反応槽・硫化反応槽・中和シクナー・pH調整槽等	
処 理 施 設 の 構 造		中和反応槽・硫化反応槽等：SUS pH調整槽：FRP	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		幅：20.5メートル 長さ：23.5メートル 高さ：11メートル	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり1,500立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		中和凝集沈殿法	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 1.0～3.0 最大 0.5～5.0	通常 5.0～9.0 最大 5.0～9.0
	化学的酸素 要求量（単位 1リットルにつき ミリグラム）	通常 120 最大 160	通常 9.0 最大 9.9
	浮遊物質 量（単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 300 最大 500	通常 30 最大 50
	窒素含有量 （単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 40 最大 60	通常 40 最大 60
	燐含有量 （単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 0.7 最大 2	通常 0.7 最大 2
	ダイオキシ ン類含有量 （単位 1 リットルにつき ピコグラムTEQ）	通常 10 最大 48.7	通常 1.5 最大 10.6
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 10,505 最大 18,313	通常 10,505 最大 18,313

	ダイオキシ ン類含有量 （単位 1 リットルにつき ピコグラムTEQ）	通常 20 最大 30	通常 10 最大 30
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 1,200 最大 1,500	通常 1,200 最大 1,500

(2) 廃水処理施設No.2

設 置 年 月 日		平成3年5月29日	
処理施設の種類及び型式		薬剤添加凝集ビッド 集合沈降プール	
処 理 施 設 の 構 造		コンクリート	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		薬剤添加ビッド： 幅 3メートル、長さ 3メートル、 高さ 1.5メートル（4個） 集合沈降プール： 幅 4メートル、長さ 15メートル、 高さ 3.3メートル（3個）	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり22,243立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		凝集沈殿法	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.0～9.0 最大 5.0～9.0	通常 5.0～9.0 最大 5.0～9.0
	化学的酸素 要求量（単位 1リットルにつき ミリグラム）	通常 9.0 最大 9.9	通常 9.0 最大 9.9
	浮遊物質 量（単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 30 最大 50	通常 15 最大 30
	窒素含有量 （単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 10 最大 20	通常 10 最大 20
	燐含有量 （単位 1 リットルにつき ミリグラム）	通常 0.7 最大 2	通常 0.7 最大 2
	ダイオキシ ン類含有量 （単位 1 リットルにつき ピコグラムTEQ）	通常 10 最大 48.7	通常 1.5 最大 10.6
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 10,505 最大 18,313	通常 10,505 最大 18,313

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	5.0～9.0
		最大	5.0～9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	5.5
		最大	6.9
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	15
		最大	30
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	6.2
		最大	14.2

	燃含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.4
		最大	1.3
	ダイオキシン類含有量（単位 1リットルにつきピコグラムTEQ）	通常	0.007
		最大	0.02
汚水等の 1 日当たりの量（単位 立方メートル）		通常	20.532
		最大	30.346

○愛媛県告示第1043号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和 6 年11月22日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
6 中局建（開）第18号 令和 6 年11月11日	伊予郡松前町大字筒井字上又955番 5、955番 9、955番10、984番、988番、989番、984番地先水路里道	香川県高松市鍛冶屋町 7 番地12 穴吹興産株式会社

○愛媛県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	藪ヶ市松野線	北宇和郡松野町大字上家地 1 番地先から 同大字809番 2 地先まで	旧	メートル 4.1～ 7.8	キロメートル 0.390	
		北宇和郡松野町大字上家地 1 番から 同大字809番 2 まで	新	6.3～27.2	0.390	

○愛媛県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年11月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字寺地甲1236番地 4 から 同町大竹字上除乙862番 4 まで	令和 6 年11月22日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 編第 5 章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

は、次のとおりである。

令和 6 年11月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数1,107,205
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数22,145
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数238,401
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,534	14,178
南宇和郡	16,881	5,627

松山市・上浮穴郡	427,223	137,871
今治市・越智郡	130,796	43,599
宇和島市・北宇和郡	70,126	23,376
八幡浜市・西宇和郡	33,502	11,168
新居浜市	95,253	31,751
西条市	87,174	29,058
大洲市・喜多郡	46,750	15,584
伊予市	30,028	10,010
四国中央市	69,472	23,158
西予市	29,637	9,879
東温市	27,829	9,277

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第15号

次のとおり落札者を決定した。

令和 6 年11月22日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
超音波診断装置3式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F	令和 6 年11月 8 日	小西医療器株式会社松山営業所 愛媛県松山市土居町11番地1	52,000,000円	一般競争入札	令和 6 年 9 月27日